

国民年金保険料の「5年の後納制度」を受け付けます

過去5年以内に納め忘れた国民年金保険料を納付することができる「後納制度」が始まり、平成27年10月1日から3年間限りの特例として実施しています。

納め忘れなどで納付期間が不足し、年金受給資格がない人は未納分を納めることで、受給資格を得られることがあります。

また、未納期間が少なくなること、年金受給額が増えます。詳細は下記へお問い合わせください。

■問い合わせ

○国民年金保険料専用ダイヤル
☎0570-0111050

■受付時間

月曜日 8時30分～19時
火～金曜日 8時30分～17時15分
第2土曜日 9時30分～16時

▼問い合わせ 佐賀年金事務所 ☎31-4191
受付時間 月曜日～金曜日 8時30分～17時15分

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書は年末調整・確定申告まで大切に保管を

国民年金保険料は、納付した全額が所得税・住民税等の社会保険料控除として控除できます。その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象で、年末調整や確定申告をする場合には「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」の添付が必要です。納め忘れなどがある場合も、年内に納付すれば今年度分の控除として申請できます。

日本年金機構から証明書が届いたら、申告を行うまで大切に保管してください。

いつ送付されてくるの？

1月1日～9月末日までの間に納付された人
11月上旬～

10月1日～12月末日までの間に今年初めて納付された人
平成28年2月上旬～

家族の国民年金保険料を納付された場合も、本人の社会保険料控除に加えることができますので、家族宛てに送られた控除証明書を申告書等に添付して申告してください。

▼問い合わせ 佐賀年金事務所 ☎31-4191

市民生活課 保険年金係 ☎75-12159

交通災害共済からのお知らせ

交通災害共済では、掛金収入に見合う見舞金制度への改正を行い、平成28年度から見舞金等級の見直しと見舞金額の減額を行います。

※平成28年3月31日までに発生した事故による見舞金請求は、従来の等級表での請求となります。

■新見舞金等級表

区分	災害の程度	見舞金額
一	死亡	百万円
二	自動車損害賠償保障法施行令（昭和三十年政令第二百八十六号）別表第一に掲げる後遺障害及び別表第二の第一級に該当する後遺障害	百万円
三	医師の治療を受けるための入院・通院実日数（以下「入院等日数」という。）が百五十日以上 上の傷害	十万円
四	入院等日数が百日以上 の傷害	五万円
五	入院等日数が五十日以上 の傷害	三万五千元
六	入院等日数が二十五日以上 の傷害	二万五千元
七	入院等日数が十日以上 の傷害	一万五千元
八	死亡又は入院等日数が二十五日以上 の傷害	二万円
九	入院等日数が十日以上 の傷害	一万二千元

■掛金 1人 500円

▼問い合わせ 市民生活課 生活環境係 ☎75-16117

佐賀県市町総合事務組合 ☎25-12354

